

理由を問わず月10時間まで
幼稚園・保育所等を利用できます！



令和6年度 横浜市

こども誰でも通園制度

本格実施を見据えた試行的事業



利用開始のお知らせ

令和8年度に全国一律で実施が予定されている「こども誰でも通園制度」の開始に向け、市内幼稚園・保育所等の13箇所ですり行的事業を実施します。

対象者

①～③のすべてに該当するこどもが利用できます。

- ① 横浜市内在住
- ② 0歳6か月～満3歳未満
- ③ 幼稚園・保育所等に
在籍していない

利用時間

1人当たり
月10時間まで

※原則、定期利用(同じ園を定期的に
利用)となります

利用料金

1時間300円

※給食やおやつ等がある場合は、別途料金がかかります。
※生活保護世帯や市民税非課税世帯等、世帯の状況により
減免制度があります。

各施設に直接お申込みください！

利用申込

・希望する施設
に直接申込

事前面談

・各施設ですり前
面談を実施

利用開始

年度末まで
利用



事業の詳細・実施施設情報はこちら

横浜市 こども青少年局
保育・教育支援課 事業調整係



045-671-4775

問い合わせ先



kd-hkshien-syomu@city.yokohama.jp

